

ほう素等 3 項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置について

[大阪府環境審議会水質部会報告書]

大阪府環境審議会水質部会長

令和 7 年 11 月 5 日に知事から諮問があった、ほう素等 3 項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置について、令和 7 年 11 月 5 日及び令和 8 年 1 月 16 日に水質部会を開催し、審議を行った。

審議の結果、令和 8 年 1 月 16 日に答申を行ったので、「大阪府環境審議会水質部会運営要領」第 4 第 5 項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第 6 条第 7 項及び「大阪府環境審議会水質部会運営要領」第 4 第 4 項の規定に基づき、水質部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。